大阪市景観計画　概要版

大阪市都市計画局

1 大阪市の景観特性

特徴的な景観を表す４つのテーマ：大阪の景観は、「風格があり、洗練された」景観、「水・緑」が豊かな景観、「歴史・文化」を受け継ぐ景観、多様な「にぎわい・活気」のある景観の４つのテーマから捉えることができます。

景観構造の特性：基本となる面的なまとまりの上に、坂道や斜面、豊かな緑が広がる「上町台地」や主要な「河川」及び「道路」が特徴的な景観要素となっています。

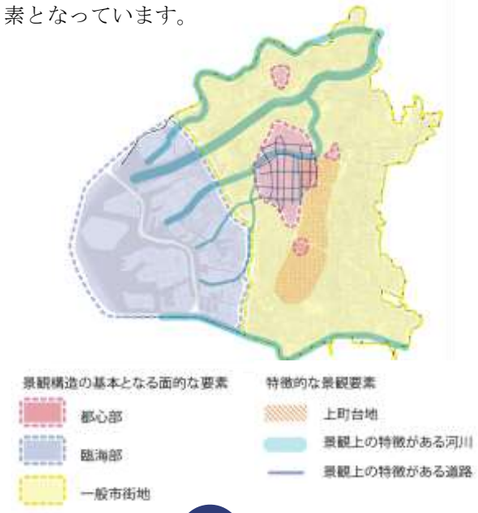

2 景観形成の目標と基本方針

【景観形成の目標】

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む
大阪らしい景観をつくる

【景観形成の基本方針】

①市域全域での心地よい市街地景観の形成
②地域の特性をいかした景観の形成
　◎大都市らしい風格や洗練された景観形成
　◎水や緑をいかしたうるおいと安らぎを感じる景観形成
　◎歴史や文化が息づく景観形成
　◎活気とにぎわいあふれる景観形成
③市民や事業者との協働による景観形成

市	市　民	事業者
・必要な施策の実施 ・積極的な啓発	・景観に対する関心の深化 ・身近にできることからの取組	・事業活動を通した景観形成 ・景観形成施策への協力

3 景観施策の体系

Point 1

建築物等の誘導と景観まちづくりの推進

- 建築物等の誘導
  - 建築物等の景観誘導
    - 景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導
    - 計画的な景観形成が求められる地区等での重点的な景観誘導
  - 屋外広告物の規制誘導
  - 景観上重要な建造物や樹木の保全
  - 景観上重要な公共施設の景観形成
  - 大規模な面的開発に合わせた景観誘導
- 景観まちづくりの推進（Point 5）
  - 地域主導の景観まちづくりの支援
  - 関係者による協議の仕組み

景観に関する市民や事業者の意識の啓発

- 地域の景観資源の活用
- 優れた建築物やまちなみの顕彰
- その他の啓発施策の展開

様々な専門家等と連携した推進体制づくり

- 専門家に対してアドバイスを求める仕組み
- 専門機関等の活用

景観形成の取り組み：景観法を活用した

本市独自の景観形成の取り組み：まちづくりなどと連携した

4 景観法を活用した景観形成の枠組み

Point 4

景観計画区域等（法第8条第2項第1号）
市域全域を景観計画区域とします。

施策を実施する区域：基本届出区域／重点届出区域

景観法を活用して行う施策内容

建築物・工作物の届出制度
➡ 一定規模以上の建築等を行う場合に、区域に応じた景観形成の方針や形態意匠の基準（行為の制限）に適合する必要があります。
定める事項：届出対象行為（法第 16 条第１項、第７項）
区域・地区ごとの景観形成の方針（法第８条第３項）
景観形成基準（法第８条第２項第２号）

屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）
➡ 屋外広告物の表示等の際、広告物基準に適合しなければなりません。
定める事項：屋外広告物に関する基本方針
広告物基準

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）
➡ 景観形成上重要な建造物や樹木を適切に保全・活用していくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けて取り組みます。
定める事項：「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針
「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準

景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ロ及びハ）
➡ 景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川・都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定します。
定める事項：整備に関する事項
占用等の許可の基準

5 景観計画区域等

景観計画区域：市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、①基本届出区域　及び、②重点届出区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ります。

Point 2

①基本届出区域：基本届出区域は、景観構造を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の３つの区域で構成し、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を届出の対象とします。

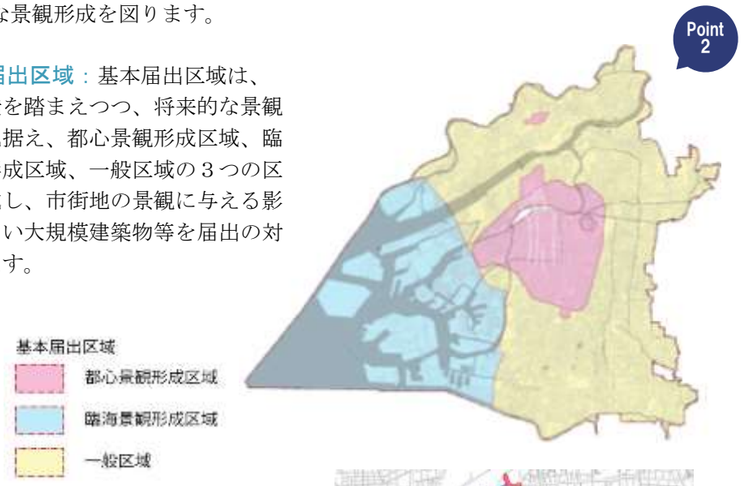

Point 3

②重点届出区域：重点届出区域は、地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開するエリアとして、これまで一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる地区を指定し、全ての規模の建築物や広告物等を届出の対象とします。

＋

景観配慮ゾーン：地形や市街地構造等の景観特性に特に配慮した景観形成を求めるゾーンを「景観配慮ゾーン」と位置付け、景観形成の方針及び基準を定め、上記区域に付加し、重層的に景観形成を図ります。

6 建築物・工作物の届出制度

届出対象行為：右表に示す規模の建築物の建築や工作物の建設、外観の変更等の際には、届出を行い、景観形成方針や景観形成基準に適合する必要があります。

区域	建築物	工作物１（大規模）		工作物２	工作物３
基本	・敷地面積 2,000 ㎡以上かつ高さ 10m以上 ・延べ面積が 5,000 ㎡超かつ地上６階以上	・大規模な高架道路・鉄道 ・その他土木構造物	・川幅100m以上の河川の護岸 ・橋長100m以上の橋梁	・高さ 20mを超える煙突、電波塔等 ・建築物に設置する煙突、電波塔等で、その高さが 10mを超え、建築物との高さの合計が 20mを超えるもの	・コースター、観覧車 ・その他遊戯施設
重点	・全て		・川幅 50m以上の河川の護岸 ・橋梁（全て）		

景観形成基準：届出の際は、右表に示す項目に対応した基準を満たす必要があります。

建築物														工作物		
配置	1階部の形態	高さ	間口幅及び建築面積	外壁	バルコニー等	材料	色彩	屋外階段	建築設備	付属施設	植栽	塀・柵	夜間景観	配置等	外観	夜間景観